

工場立地法運用例規集

第一編 工場立地法の用語の解釈、運用等

第一章 製造業

第一節 製造業等の定義

第二節 兼業の取扱い

第二章 特定工場

第一節 特定工場の定義

第二節 敷地面積

第三節 建築物の建築面積

第三章 生産施設

第一節 生産施設の定義

第二節 製造工程別の取扱い

第三節 電気供給業等における生産施設

第四節 生産施設の面積の測定方法

第四章 緑地

第一節 緑地の定義

第二節 個別の施設の取扱い

第三節 緑地の面積の測定方法

第五章 緑地以外の環境施設

第一節 緑地以外の環境施設の定義等

第二節 個別の施設の取扱い

第三節 緑地整備に関する事項

第四節 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

第六章 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の配置

第一節 配置

第二節 重複

第七章 敷地外緑地に関する取扱い

第一節 工業団地

第一款 工業団地及び工業団地共通施設の定義等

第二款 工業団地に工場等を設置する場合の特例

第二節 工業集合地

第一款 工業集合地の定義等

第二款 隣接緑地等

第八章 既存工場等に関する取扱い

第九章 適用すべき準則

第二編 届出手続き等

第一章 届出

第一節 届出の要否

第二節 手続き

第一款 届出者

第二款 届出の受理

第三款 届出書類の記載方法

第二章 効告及び変更命令

第三章 実施の制限

第四章 氏名等の変更及び承継

第三編 その他

第一章 指定地区関連

第二章 経過措置関連

第一編 工場立地法の用語の解釈、運用等

第一章 製造業

第一節 製造業等の定義

(製造業等)

1－1－1－1

製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とする。

製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けること）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車輛製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

(製造業等に係る工場又は事業場)

1－1－1－2

製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等とはしない。

(業種の定義：熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業)

1－1－1－3

プラスチック製造業のうち、熱硬化性樹脂製造業、半合成樹脂製造業には、次の樹脂の製造業が含まれる。

熱硬化性樹脂には

フエノール樹脂
ユリア樹脂
メラミン樹脂
不飽和ポリエステル樹脂
フタル酸樹脂
エポキシ樹脂
けい素樹脂（シリコン）
ジアリルフタレート樹脂
ポリアセタール樹脂
グアナミン樹脂
フラン樹脂
キシレン樹脂
スチレンホルマリン樹脂
ビニルエステル樹脂

レゾルシノール樹脂 等が含まれる。
半合成樹脂（セルロース系樹脂）には、

セルロイド生地
アセチルセルローズ（酢酸纖維素）
硝酸纖維素 等が含まれる。

なお、石油又は石油副生ガスから一貫してプラスチックを製造する製造業は、石油化学系基礎製品製造業に、プラスチック製の管、板、食器などのプラスチック製品を製造する製造業はその他の製造業（第5種）にそれぞれ区分されている。

(業種の定義：加工紙製造業)

1－1－1－4

加工紙製造業には、塗工紙（紙にろう、油、プラスチックを塗装、浸透または漬層加工したもの）、段ボール、壁紙、ふすま紙、ブックバインディングクロス（紙又は織物に水系塗料、プラスチックなどを塗装、浸透させて書籍装丁用、紙器用等に用いる）を製造する工場が含まれる。

(業種の定義：非鉄金属第2次製鍊精製業)

1-1-1-5

非鉄金属等第2次製鍊精製業には、鉛、亜鉛、アルミニウム、すず、水銀、ニッケルなどの非鉄金属のくず及びドロスを処理し、再生する工場又は減摩合金、活字合金などの合金を製造する工場が含まれる。

(業種の定義：銑鉄鋳物業と自動車部分品・付属品製造業)

1-1-1-6

自動車部品のエンジン、ブレーキ等の構成部品の銑鉄鋳物のみを製造する工場は銑鉄鋳物業に属する。エンジンやブレーキ等の自動車部品を製造、出荷する工場の鋳物工場は全量自家使用であるので兼業として取り扱わない。

(業種の定義：プレハブ住宅等)

1-1-1-7

プレハブ住宅用ルームユニット製造業及びサニタリーユニット（浴室ユニット、便所ユニット、洗面所ユニット及びこれらを組み合わせたユニット）製造業は、準則の別表第1及び第2の「その他の製造業」に該当する。

プレハブ住宅用部材製造業にあっては、その製造部材が木製品である場合には別表第1及び第2の「造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業」、コンクリート製品である場合には別表第1及び第2の「窯業、土石製品製造業」、建築用金属製品である場合には別表第1の「その他の製造業」、別表第2の「金属製品製造業」に該当する。

(業種の定義：パルプ製造業及び紙製造業の取扱い)

1-1-1-8

パルプ生産能力と紙生産能力の和に対するパルプ生産能力の比率が80%以上の工場等はパルプ製造業、30%以下の場合は紙製造業、30%ないし80%の場合はパルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業に属する。

第二節 兼業の取扱い

(兼業かどうかの判断)

1-1-2-1

一の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断する。

- ①自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場で生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とする。
- ②工場で生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とする。
- ③工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷するが1つの工場として取り扱われている。）は出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱う。

(例1) 段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボールシート製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業であるが、段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属する。

(例2) 棒鋼、線材、厚板、薄板、帶鋼、鋼管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属するが、表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属する。

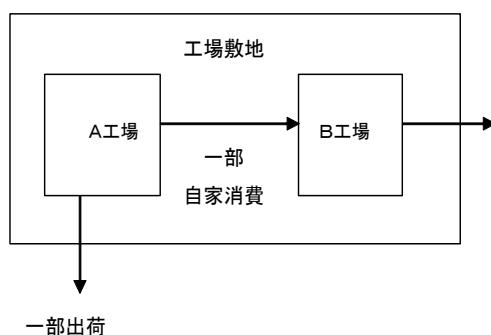
(例3) パルプから紙を一貫して製造する工場で、紙製品及び紙製容器を合わせて製造し、それぞれ出荷する場合は、パルプ製造業及び紙製造業、紙製品製造業、及び紙製容器製造業の兼業である。

(兼業の場合の生産施設面積の算定)

1-1-2-2

兼業の場合の準則の計算のためには、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定する必要があるが、算定の方法が不確かなものは次の例によるものとする。

- ①共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設の面積として算定する。
- ②一の工場建屋内に段ボールシート製造機と段ボール箱製造機が設置されており、当該工場が全体として兼業の場合は、当該工場建屋は面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定するが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定する。
- ③A製造業（準則値30%）とB製造業（準則値40%）の兼業に属する工場においてAを製造する工場建屋がある場合、Aの一部はB製造用に自家消費し、他はAのまま出荷する場合であっても当該Aを製造する工場建屋全体が準則値30%を適用される生産施設となる。



- ④一の工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その工場建屋は準則値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

第二章 特定工場

第一節 特定工場の定義

(製造業等に係る工場又は事業場)

1-2-1-1

次のような事業場は製造業等に係る工場又は事業場に含まれない。

- ①工場とは別の団地にある、独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等（これらに付随して、選別、梱包、包装、混合等を行うものを含む。）
(例1) 油槽所（潤滑油ベースに添加剤を加えて出荷する油槽所を含む。）
(例2) 石炭の集荷、出荷場（混炭を行う石炭の集荷、出荷場を含む。）
- ②農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- ③業として保管を行う事業所で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所

- ④修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ⑤電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ⑥鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等
- ⑦LPGガスを充填して小売する事業所等
- ⑧機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等

(自家発電所等)

1-2-1-2

- ①別法人格の共同火力発電所及び製造業等に属する工場の自家発電所で当該工場とは別の団地にあるものは全て電気供給業として、本法の対象とする。
- ②別法人格の共同熱供給所及び製造業等に属する工場の自家用の熱供給所で当該工場とは別の団地にあるものは全て熱供給業として本法の対象とする。
- ③別法人格の共同のガス製造工場及び製造業等に属する工場の自家用のガス製造工場で、当該工場とは別の場所にあるものは全てガス供給業として、本法の対象とする。
- ④特定の需要者に対し、熱、電気、ガスのうち、2つ以上のものを供給する事業所（いわゆるユーティリティ会社）は、それらの業種の兼業に属するものとして、本法の対象とする。

(一の団地)

1-2-1-3

一の団地とは、連続した一区画内の土地をいう。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではないがその工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

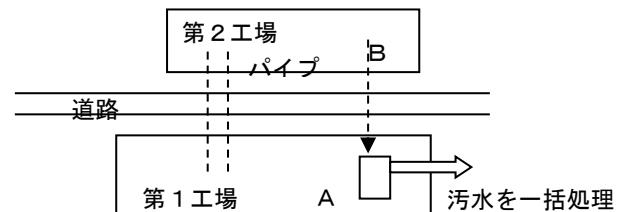
(一の団地の例)

1-2-1-4

一の団地の判断については、次の事例を参考とされたい。

(例 1)

第1工場と第2工場の間に道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一の団地とする。



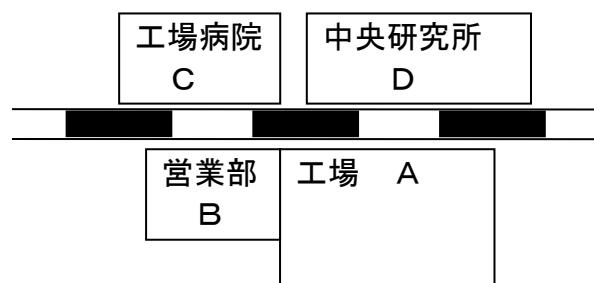
(例 2)

第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は、一の団地としない。



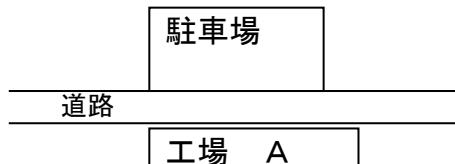
(例 3)

鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれの区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。したがって、A及びBを一の団地とする。



(例4)

道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBを一の団地とする。



(例5)

飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地とはしない。

(例6)

高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に巾の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは一の団地としない。

第二節 敷地面積

(工場等の敷地面積)

1-2-2-1

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

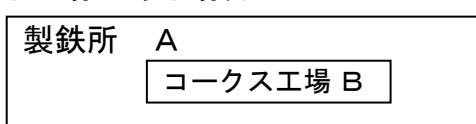
(土地の所有関係に関する工場の敷地面積)

1-2-2-2

工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。

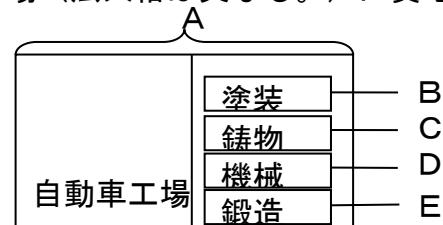
(例1) 自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合

製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いたA-Bとする。



(例2) 自社工場の敷地の一部を関連下請工場（法人格は異なる。）に貸地としている場合

自動車工場の敷地面積はA - (B + C + D + E)とする。



(工場敷地から除外する社宅、寮、病院の取扱い)

1-2-2-3

社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外する。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

(保育所及び託児所の取扱い)

1-2-2-4

工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、保育所及び託児所用の土地もこれに準じて取扱うものとする。

(公有水面の取扱い)

1-2-2-5

海、河川、堀割、クリーク等公有水面上を埋立によらないで工場の用に供する施設の一部として使用している場合は当該水面は工場敷地面積には含めない。例えば、公有水面に材木を浮かべた貯水場や浮きドック、棧橋等の面積は工場敷地面積には含めない。

第三節 建築物の建築面積

(工場等の建築面積)

1-2-3-1

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。すなわち、建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

第三章 生産施設

第一節 生産施設の定義

(生産施設の定義)

1-3-1-1

生産施設とは、規則第2条に規定する施設をいい、同条にいう物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。以下同じ。）をいう。

(地下に設置された施設)

1-3-1-2

規則第2条にいう地下に設置される施設とは、地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設をいう。

(発電工程等の生産施設)

1-3-1-3

規則第2条にいう発電工程、ガス製造工程、熱発生工程又は加工修理工程を形成する機械又は装置は物品の製造工程を形成する機械又は装置に準ずるものとする。

(主要な部分に係る附帯施設)

1-3-1-4

規則第2条第2号にいう主要な部分に係る附帯施設とは、製造工程等形成施設のうち用役施設をいう。

(主要な部分に係る附帯施設のうち生産施設から除くもの)

1-3-1-5

規則第2条第2号にいう主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものとして生産施設から除くものとは、用役施設であって主に自家用の電気を発電するため設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものに限る。）をいう。

第二節 製造工程別の取扱い

(コントロールハウス)

1-3-2-1

生産機能の集中制御のための建築物は生産施設とする。

(季節的に用途が変わる建築物)

1-3-2-2

でんぶん製造や清酒製造のように、生産活動を行う時期が季節的である場合で規則第2条第1号の建築物（以下「工場建屋」という。）の用途が季節的に異なる場合でも、生産施設とする。

(事務所、研究所、食堂等)

1-3-2-3

事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

(倉庫関連施設)

1-3-2-4

- (i) 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場若しくはタンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。
- (ii) 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

(半製品又は中間製品のタンク、倉庫)

1-3-2-5

ある工場における半製品又は中間製品とは、当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるものをいうが、そのものの大半が販売品として、又は、系列会社等の原料として出荷される場合は当該工場における製品とみなし、半製品又は中間製品とはしないものとする。

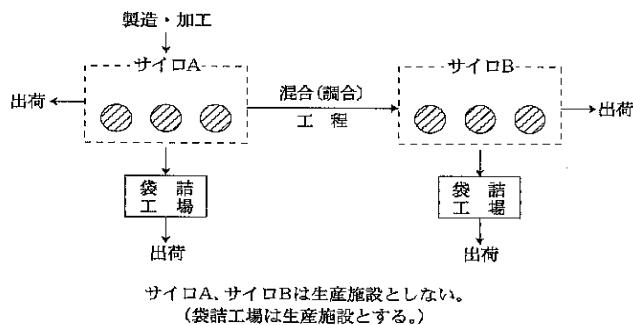
- ① 半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。（1-3-4-10の（注）参照）
ただし、原材料又は最終の製品のタンクヤード内的一部に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設とはしない。
- ② 半製品又は中間製品の倉庫が工場建屋の中に含まれる場合には当該工場建屋は生産施設とする。
- ③ 原材料や製品の倉庫に半製品や中間製品が置かれていても当該倉庫は生産施設とはしない。

(タンク付属施設)

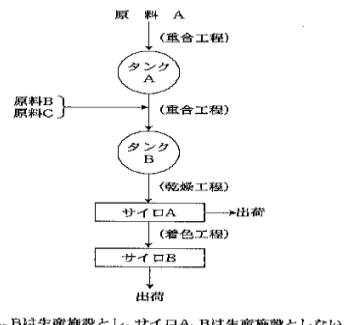
1-3-2-6

生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。

(例 1)



(例 2)



(サイロ等)

1-3-2-7

セメント製造業、肥料製造業、清酒製造業等における独立したサイロ、倉庫であって、出荷の用に供されるものは生産施設としない。

(貯酒蔵)

1-3-2-8

清酒製造業、ウイスキー製造業等における独立した貯酒蔵は生産施設としない。

(製紙業におけるプレス装置)

1-3-2-9

製紙業において単なる貯蔵を目的として古紙をプレスし、コンパクトにする装置は、生産施設としない。

(出荷輸送関連施設)

1-3-2-10

- (i) 生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設とする。
- (ii) 倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。
- (iii) 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

(包装・荷造（梱包）施設)

1-3-2-11

医薬品の粉体を包装紙に包み、これを瓶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設やビールの瓶詰施設、セメントの袋詰施設等は生産工程の一環としての製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う生産施設とする。

(用役施設)

1-3-2-12

用役施設のうち、主に自家用の電気を発電するために設置される施設（水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。）、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等の施設は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。

(製造工程等の用以外の用に供されるボイラー、コンプレッサー等)

1-3-2-13

ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設であって規則第2条にいう製造工程等の用以外の用に専ら供されているもの、例えば、事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）又は出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。

ただし、製造工程等の用に一部共用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とする。

又、工場建屋のための空気調整施設は製造工程等の用に供するので生産施設とする。

(検査所（試験室）)

1-3-2-14

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

(修理工場)

1-3-2-15

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、単に部品の取替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としない。

(修理工場であって生産施設でないもの)

1-3-2-16

修理工場であって、生産施設から除かれるものは、当該工場の機器類の修理のための部品の取替え（切断又は曲げ等の低次の加工を含む。）を行うものを行うが、治工具（工場で生産のために使用する治具又は工具）を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは、金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。

(公害防止施設)

1-3-2-17

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設とはしない。例えば、重油脱硫施設などはこの意味から生産施設である。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、次の考え方によるものとする。

(i) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。

- ・当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。
- ・当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

(ii) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。

- ・当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。
- ・当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置、非鉄金属精錬における硫酸回収施設等は生産施設であるが、発電所における排煙脱硫施設等は公害防止施設として取り扱うものとする。

(排水処理施設等)

1-3-2-18

排水処理施設等に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- (i) 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても当該排水処理施設は生産施設としない。
- (ii) 工場からのはい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないものは生産施設としない。
- (iii) 製造業の用に供するLNG、LPGの気化装置は生産施設とする。
- (iv) ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設は生産施設とする。
- (v) 高炉ガスからのアンモニア回収施設は生産施設とする。
- (vi) サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。
- (vii) アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼装置は生産施設としない。
- (viii) 製鉄工場、金属製品製造工場における廃酸、廃アルカリ回収施設は生産施設とする。
- (ix) セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置は、生産施設としない。
- (x) 製鉄工場において自家消費するコークス炉ガスを公害防止を目的とする脱硫する施設は、生産施設としない。

(排煙施設)

1-3-2-19

煙突、煙道等排煙施設は排水施設に準じるものとし、生産施設としない。

(休廃止施設)

1-3-2-20

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

(試作プラント)

1-3-2-21

試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該試作のための施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合はこの限りではない。

(屋外作業場)

1-3-2-22

屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によつて覆われる作業場を含む。）は生産施設としない。
ただし、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。

- ①クレーンで吊上げ移動する、簡易な構造の日除け。
- ②屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であつて、静止した状態で移動する為の軌条間面積の1／3を覆う程度の小規模のもの。

(技術訓練施設)

1-3-2-23

技術訓練所の訓練施設は生産施設としない。

(混合、調合施設)

1-3-2-24

単に混合、調合を行う行為でも、生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるものは、生産工程を形成するものとする。例えば、農薬の混合、無機薬品の混合又は清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設は生産施設とする。

(冷凍施設等)

1-3-2-25

冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設は生産施設とする。しかし、でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設は生産施設としない。

(養生施設)

1-3-2-26

コンクリート製品の屋外の養生場は生産施設ではないが、屋内で養生を行う場合、当該養生を行う建築物は生産施設とする。

(造船ドック及び船台)

1-3-2-27

造船場におけるドック及び船台は生産施設とする。

(副資材製造工場等)

1-3-2-28

製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋や鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋、工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋はすべて生産施設とする。

第三節 電気供給業等における生産施設

(電気供給業における生産施設)

1-3-3-1

- ①発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設は生産施設としない。ただし、石炭の粉碎機、LNGの気化装置、レギュレーターは生産施設とする。
- ②発電工程を形成する機械又は装置とは、ボイラー本体、再熱器、タービン本体、復水器本体、給水ポンプ、給水加熱器、給水処理装置、ボイラーウォーターハンドル装置、ボイラーに付属する空気予熱器、蒸気配管、発電機、励磁機等をいう。
- ③独立した変電施設（主変圧器を含む。）開閉所、冷却池、冷却塔、取水施設、受電施設は生産施設としない。
- ④原子力発電に係る廃棄物貯蔵施設、核燃料貯蔵施設、淡水源施設（ダム、プール等）は生産施設としない。
- ⑤発電工程を形成する機械又は装置の主要な部分に係る附帯施設として設けられる太陽光発電施設については生産施設としない。

(石炭ガスによるガス供給業の生産施設)

1-3-3-2

ガス製造工程前の原料の受入れ、貯蔵又は輸送の施設である石炭クレーン、貯炭場又はコンベア等は生産施設としないが、石炭の粉碎機、混合機及びこれに付属した制御室並びにガス製造施設、ガス精製施設、コークス製造施設及びタール精製施設等は生産施設とする。

- ①ガス製造施設は石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこれらが設置されている区画内にあるドライメイン等の配管で構成され、生産施設とするが、消火水の沈澱槽（消火用ポンプを含む。）、沈澱粉処理施設は生産施設としない。
- ②ガス精製施設は、冷却装置、タール排除器（コットレルを含む）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管で構成され、生産施設とするが、硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽は生産施設としない。
- ③コークス製造施設は炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置で構成され、生産施設とするが、屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等は生産施設としない。また、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管は生産施設としない。
- ④タール精製施設は、ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付属する施設で構成され、生産施設とするが、ガス液槽、ガス液管は生産施設としない。
- ⑤熱量測定室及びコントロールハウスは生産施設とする。

（原油、ナフサ、LNG又はLPGによるガス供給業の生産施設）

1-3-3-3

原油又はナフサによるガス製造の場合の生産施設は、ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、CO変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

また、LNG又はLPGによるガス製造の場合における生産施設は、ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等をいう。

（熱供給業における生産施設）

1-3-3-4

熱供給業における生産施設は、ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸収式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウェルタンク、給水ポンプ、熱交換機等をいう。

独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出又は輸送の施設、蓄熱槽及び供給導管等は生産施設としない。

第四節 生産施設の面積の測定方法

（生産施設の面積の測定方法）

1-3-4-1

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

（規則第2条第1号の建築物の面積）

1-3-4-2

工場等の建築面積の測り方と同様に建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法による。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置される場合における生産施設の面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とする。

(同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの)

1-3-4-3

同一建築物内の倉庫等のうち生産施設面積から除くことのできる場合を定める基準は、「実質的に倉庫等のために供される建築物であるか否か」にあり、1-3-4-2に示している「壁で明確に仕切られている」場合以外でも構造面において明確に区画されている場合は、これを生産施設から除くことができるものと解せられる。

(例) 壁の一部に連絡通路の扉のある場合又は壁の一部を連絡配管若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取り扱つてよい。ただし、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体を生産施設として取り扱うものとする。

(同一建築物内的一般管理部門の事務所)

1-3-4-4

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではない。

(同一建築物内の原材料又は完成品の倉庫)

1-3-4-5

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫であるが、資材倉庫又は機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準じるものとする。

(同一建築物内の社宅、寮及び病院等)

1-3-4-6

同一建築物のうち、社宅、寮、病院、休憩所、更衣室及び便所については壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものは、生産施設面積から除くものとする。

(二階建以上の建築物)

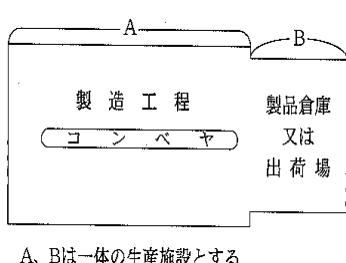
1-3-4-7

1階が倉庫で2階に生産施設がある建築物等について、当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設である。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とする。

(工場建屋の場合における生産施設面積)

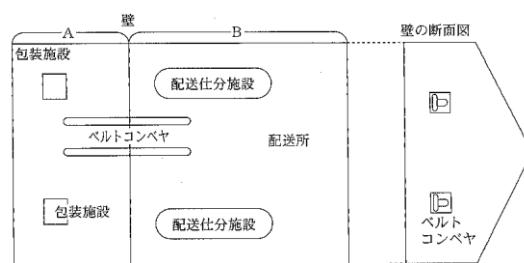
1-3-4-8

(例1)



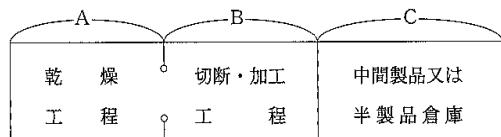
A、Bは一体の生産施設とする

(例2)



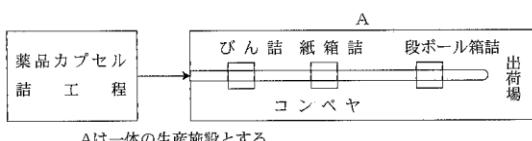
Bの面積は生産施設面積から除外する

(例3)



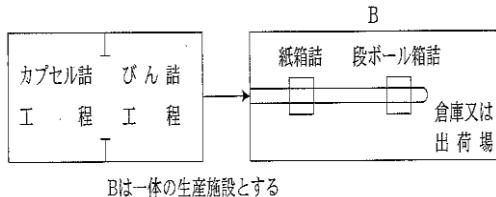
A、B、Cは一体の生産施設とする

(例4)



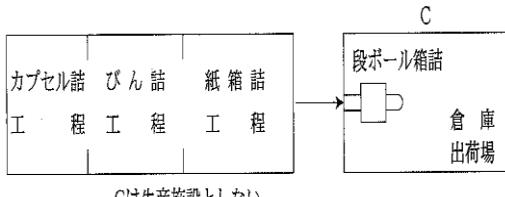
Aは一体の生産施設とする

(例5)



Bは一体の生産施設とする

(例6)



Cは生産施設としない

(規則第2条第2号の施設の面積)

1-3-4-9

原則として、当該施設の水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。(原則として地盤面上1メートル未満の基礎部を除く。)

(プラント等の屋外の生産施設面積の測定方法)

1-3-4-10

屋外にある生産施設の面積は水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。その場合、面積を測定する図面は、工場の建設計画の段階で製造工程を形成する機器類等の主要施設の配置を明らかにした図面(通称プロットプラン図)を用いるものとする。

水平投影図の外周のとり方等は次によることとする。

(1) 塔、槽等の機器類又は装置の面積の測定方法

- ①塔、槽等の機器類又は装置の架台がある場合には、架台の投影面積又は機器類若しくは装置の水平投影面積の大きい方とする。
- ②架台のない場合には、機器類又は装置の断面積とする。ポンプ、圧縮機のように投影図の断面が複雑な場合には、基礎の床面積をもって投影面積とする。

(2) パイプの面積の測定方法

製造装置の設置されている区画内にあるパイプは生産施設とする。

- ①パイプラックに乗っているものについては(パイプラックの当該区画内に係る長さ) × (ラック幅) = 水平投影面積とする。

(なお、配管トラフについては、トラフの上にふたが無い限りパイプラックと同じ扱いをする。)

- ②製造装置の設置されている区画内の独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置(タンク、横型ドラム、加熱炉を除く)のまわりの付属配管の水平投影面積は、独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置の水平投影面積の合計に等しいものとする。(即ち、独立した塔、豊型ドラム、熱交換器等の機器類又は装置については、それらの投影面積の合計を2倍した面積で、周りの付属配管の面積を含めたものとする。)

- ③その他の配管についても、原則として水平投影面積とする。

(注) 製造装置の設置されている区画とは、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置（主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）が設置されている独立の区画（その周辺が道路等で明確に区分されているもの）をいう。この場合、製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置とは、例えば石油化学工業においては、

エチレン製造装置
ポリエチレン製造装置
エチレンオキサイド製造装置
クメン製造装置
アセトン
フェノール製造装置
ブタジエン製造装置
SBR製造装置
BTX製造装置
ボイラー

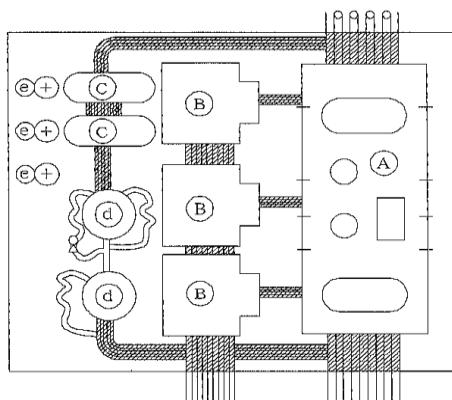
等をその単位として考えるものとする。

また石油精製業においても、

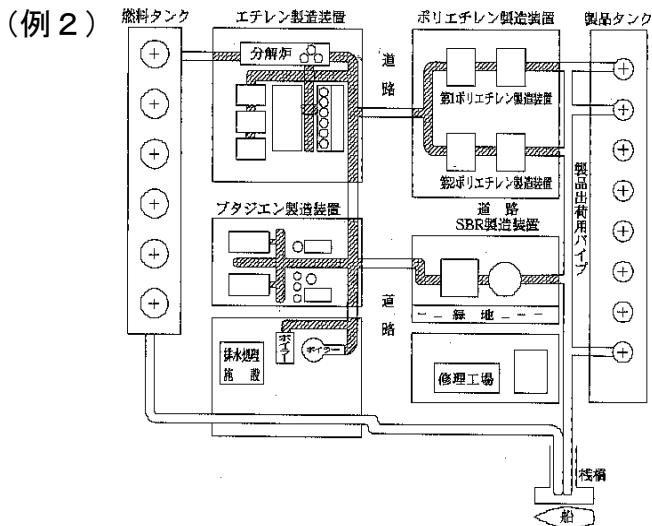
常圧蒸留装置
減圧蒸留装置
分解装置
水素製造装置
改質装置
脱硫装置
ボイラー

等をその単位として考えるものとし、その他の装置型の製造業の場合もこれに準じるものとする。また、それぞれの製造装置をコンパクトに集中させており、必ずしもそれぞれの製造装置ごとに区画がなく、まとまった複数の製造装置で一体の区画がある場合には、その一体の範囲を一つの区画として扱う。

(例 1) 製造装置の区画内の生産施設面積の測り方の例



- ①架台に乗っている装置については架台の水平投影面積とする。
- ②加熱炉B横型ドラムCタンクeは水平投影面積を測定する。
- ③②以外の独立の塔、槽等の機器類又は装置であって附属配管を伴うものは、本体の塔、槽等の水平投影面積を2倍して、附属配管の面積を含めたものとする。
- ④パイプの面積は■■■■■の部分の面積を測定する。
- ⑤製造装置の区画内にあっても最終製品タンク等の非生産施設の面積は当然除く。



- ①ポリエチレン製造装置は第1製造装置と第2製造装置が連続した一体の区画に入っている場合である。
- ②パイプラックは、それぞれの製造装置の配置されている一体の区画内にあるものは生産施設として面積を測定する。ただし、原燃料及び製品の輸送専用のパイプラックが製造装置の土地の区画内を横切っている場合でも、当該パイプラックは生産施設から除いてよい。
- ③上図の の部分は生産施設として取り扱うパイプラックである。

(船台及びドックの生産施設の面積の測定方法)

1-3-4-11

船台及びドックにおける生産施設の面積は、当該船台及びドックにおいて、建造又は入渠可能な最大船形の盤木の外周線によって囲まれる部分の水平投影面積とする。

(風力発電設備の生産施設面積の測定方法)

1-3-4-12

水平軸型風車の風力発電設備（風車及びその支柱）の生産施設面積は、次により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{生産施設面積} = & \text{発電機等収納筐体 (ナセル及びハブキャップ等) の水平投影面積} \\ & + \text{動翼の最大水平投影面積 (但し、発電機等収納筐体と重なる部分の面積を除く。)} + \text{支柱の水平投影面積 (ただし、発電機等収納筐体又は動翼と重なる部分の面積を除く。)} \end{aligned}$$

(注) 「動翼の最大水平投影面積」とは、動翼全体の水平投影面積が最大になる状態にしたときの水平投影面積をいう。

第四章 緑地

第一節 緑地の定義

(緑地の定義)

1-4-1-1

緑地とは、規則第3条に規定する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設をいう。この場合樹木の生育する土地については、当該土地又は建築物屋上等緑化施設（その一部に緑地以外の環境施設が含まれているときは、当該環境施設の部分以外の土地又は建築物屋上等緑化施設）の全体について平均的に植栽される必要があり、また、緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

(樹冠)

1-4-1-2

樹冠とは樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。

(規則第3条第1号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」の取扱い)

1-4-1-3

規則第3条第1号に規定する「工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」とは、原則、以下の①かつ②に適合するものとする。

①定期的に整枝・剪定等手入れを行い、工場等の周辺の地域の生活環境を損なうものでないこと

②大気の浄化、騒音の防止、防災、保安並びに飛砂及び風塵の防止等に資するものであること

(高木・低木)

1-4-1-4

低木（灌木ともいう）とは、高木以外の樹木であり、高木に比べて樹高が低く、また幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。

高木（喬木ともいう）とは、一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長し、成木に達したときの樹高が概ね4m以上の樹木をいう。

樹の高さを4m以上としたのは、一応の目安を付けるために定めたもので、気候、土壤条件等によっては4mに達しない場合もあり得る。

高木、低木の区別については、以下を参考にされたい。

①苗木は、植栽時は樹高が4mに達しないものでも、樹種が高木であれば、高木とする。

②樹種が高木であっても、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。

③蔓もの（フジ、バラ等の幹が直立せず他の樹木又は構築物によりかかったり、地上を蔓状にはうものをいう。）は低木とする。

(地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）)

1-4-1-5

地被植物とは、低木の草本、灌木の類で地表を被って生育するものをいい、種類をいうのではなく、用い方による分類である。

除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。

第二節 個別の施設の取扱い

(緑地として認められるもの)

1-4-2-1

次に掲げるものは緑地とする。ただし、(i) (ii) については、地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができないものに限る。

(i) 苗木床

(ii) 花壇

(iii) いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの

(高圧線の芝)

1-4-2-2

ゴルフ場で芝、樹木で被われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で被われているものは、準則第2条ただし書に規定する土地としては取り扱わず、緑地とみなす。

(緑地として認められないもの)

1-4-2-3

次に掲げるものは緑地としない。

(i) 野菜畠

(ii) 温室、ビニールハウス

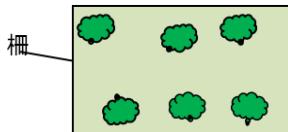
第三節 緑地整備に関する事項

(樹木の植栽方法)

1-4-3-1

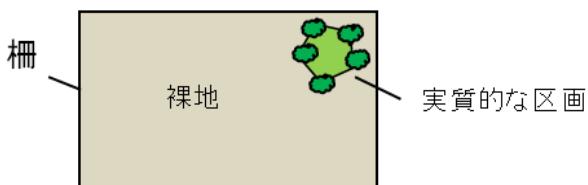
樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない。(例1)

(例1) 平均的に植栽されている場合



平均的に植栽しない場合(区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の一部にまとめて植栽する場合等)は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設としなければならない。(例2)

(例2) 平均的に植栽しない場合



平均的に植栽しているものの(樹木を区画の四隅にのみ植栽している等)、樹木を適当な間隔で植栽しない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさず、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を単独の樹木等として取り扱う。(例3)

(例3) 平均的に植栽しているものの、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体を緑地とはみなさない場合



(緑化工事の終了時期)

1-4-3-2

緑化工事の終了時期は、原則として緑地の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時までとする。ただし、次のような場合で緑化工事の日程、内容が適切であり、かつ、その実施が確実であると認められる緑化の計画に従って緑化工事が進められる場合は、この限りではない。

①生産施設の運転開始までの期間がごく短期である場合

②樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合

③植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

なお、既存工場において、敷地を買い増した場合は、その後の生産施設の変更を行う時に準則上必要な緑地を、原則として当該変更に係る生産施設の運転開始時までにつくるものとする。

既存工場以外の工場（以下「新設工場」という。）において、新たに敷地を買い増した場合には、可及的速やかに準則に適合するような緑地を設置するものとする。

第四節 緑地の面積の測定方法 (緑地の面積の測定方法)

1-4-4-1

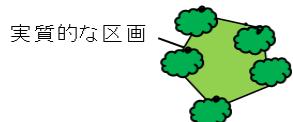
樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されているものについては当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定する。

(区画されていないものの取扱い)

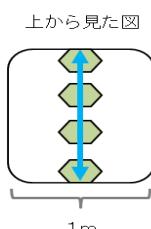
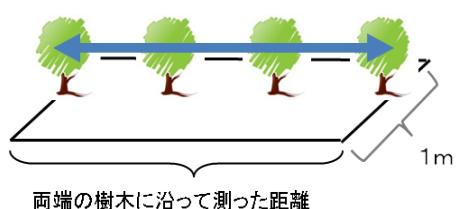
1-4-4-2

次の場合実質的に区画されているものとして扱い次のようにして測定する。

(i) 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。



(ii) 一列の並木状の樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1メートルを乗じた面積を緑地面積として測定する。



(単独の樹木の取扱い)

1-4-4-3

単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。

(低木又は芝その他の地被植物の取扱い)

1-4-4-4

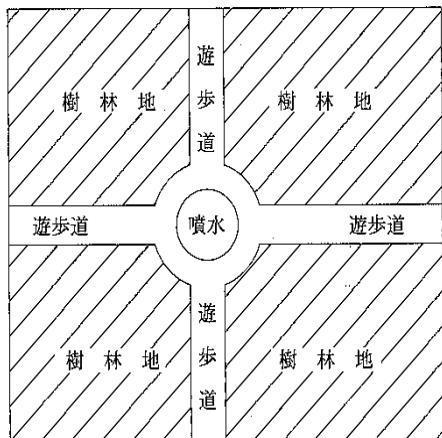
低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。

(緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合の取扱い)

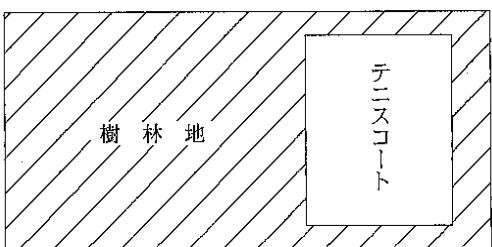
1-4-4-5

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号に適合する場合は緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定する。

(例-1)



(例-2)



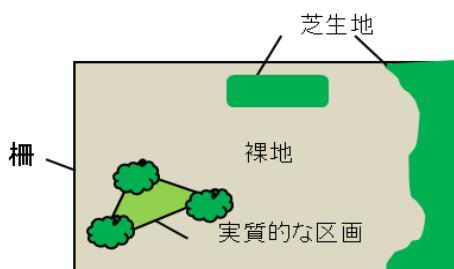
(樹木と芝の混合した緑地の取扱い)

1-4-4-6

樹木と芝の混合した緑地の取扱いは次のとおりとする。

- (i) 芝生の中に樹木が生育している区画された土地又は建築物屋上等緑化施設が規則第3条第1号及び第2号の両方に適合する場合は、緑地は当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。
- (ii) 区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の中に芝生と樹木が混在している場合で、1-4-3-1の(例2)(例3)のような場合にあっては、樹林について植栽の状況に応じ1-4-4-2又は1-4-4-3のいずれかの方法で測定する。(例参照)

(例) 実質的な区画内及び個々の芝生地を緑地面積として算定する場合



(法面の取扱い)

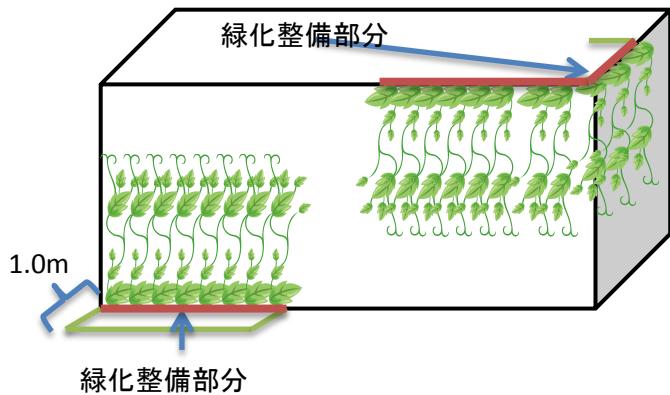
1-4-4-7

法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定するものとする。

(壁面緑地の面積の測定方法)

1-4-4-8

建築物その他の施設の直立している部分(以下「直立壁面」という。)において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とする。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。



第五章 緑地以外の環境施設

第一節 緑地以外の環境施設の定義等 (緑地以外の環境施設の定義)

1-5-1-1

緑地以外の環境施設とは、規則第4条に規定する区画された土地又は施設をいい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。

(緑地以外の環境施設の判断基準)

1-5-1-2

緑地以外の環境施設の判断基準は次の5つのうち、1つを満たすこととする。

- ①オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ②一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ③災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ④雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
- ⑤規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は①の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

右の他、周辺の地域が抱えている課題の解決、工場と周辺の地域との融和に資すると認められるような利用がなされている施設（生産工程に関係するものを除く。）であれば、当該施設を規則第4条第1項チに規定する施設とする。（例えば、地域住民の集会場として適した施設が整備されていない地域において、工場内の専ら従業員の利用に供するクラブハウスを無償でいつでも集会場として供用する場合等が考えられる。）

(例)

(一般の利用に供するよう管理されることの判断基準)

上記②にいう「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。

- ①一週間に2日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。
- ②当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあっては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。
- ③地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。

④当該施設の利用は原則として無料であること。（ただし、施設の維持管理のため必要な金額を利用者に負担させることについては、当該工場が立地している地域においては、地方公共団体（公社、事業団その他公的機関を含む。）が設置している類似の公的施設に係る同種の利用料と比較して低額であることを条件に例外的に認める。）

第二節 個別の施設の取扱い

（修景施設）

1－5－2－1

修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。

（屋外運動場）

1－5－2－2

屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

（広場）

1－5－2－3

広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。

（屋内運動施設）

1－5－2－4

屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。

（教養文化施設）

1－5－2－5

教養文化施設とは、企業博物館（名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものを見込めるものをいう。

したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としない。

（雨水浸透施設）

1－5－2－6

雨水浸透施設とは、浸透管（浸透トレーニング）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるものを見込めるものをいう。

(太陽光発電施設)

1-5-2-7

規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワー・コンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。

同条第2号でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。

(調整池)

1-5-2-8

雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態をととのえているものであれば環境施設とする。

(野菜畠)

1-5-2-9

野菜畠は緑地以外の環境施設とする。

(駐車場)

1-5-2-10

駐車場は環境施設としない。(1-6-2-1で規定する場合を除く。)

第三節 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

(緑地以外の環境施設の面積の測定方法)

1-5-3-1

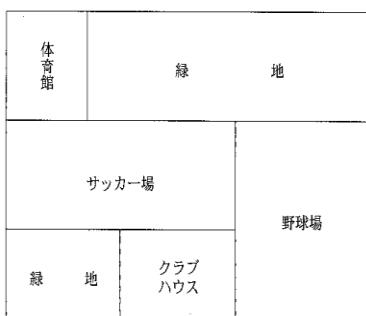
緑地以外の環境施設はさく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積(規則第4条第1号ニに規定する屋内運動施設、同号ホに規定する教養文化施設、同号ト及び同条第2号に規定する太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積。同条第1号への雨水浸透施設で地中に埋設されるものにあっては、当該施設が地表に出ている面積)を環境施設面積として測定する。

(体育館、クラブハウス等が環境施設に附置され一体をなしている場合の取り扱い)

1-5-3-2

クラブハウス、研修所等(福利厚生施設をいい、食堂、休けい所を含む。)であって周辺の地域の生活環境の保持に特に寄与するものと認められないものは、緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合は、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等の面積を除外する必要はない。具体的には、環境施設に体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合に行うものとする。この場合において体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定するものとする。

(例)

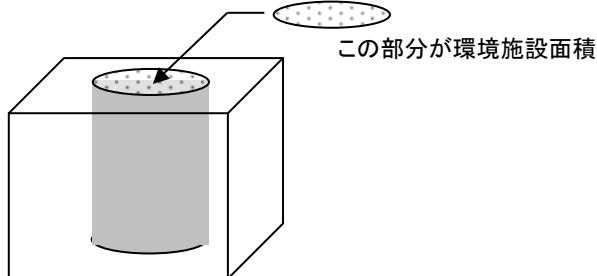


(地下に埋設されている雨水浸透施設)

1-5-3-3

地下に埋設されている雨水浸透施設については、当該施設が地表に出ている部分の面積とし、雨水を集められる部分の面積とはしない。

(例)



第六章 生産施設、緑地、緑地を含む環境施設の配置

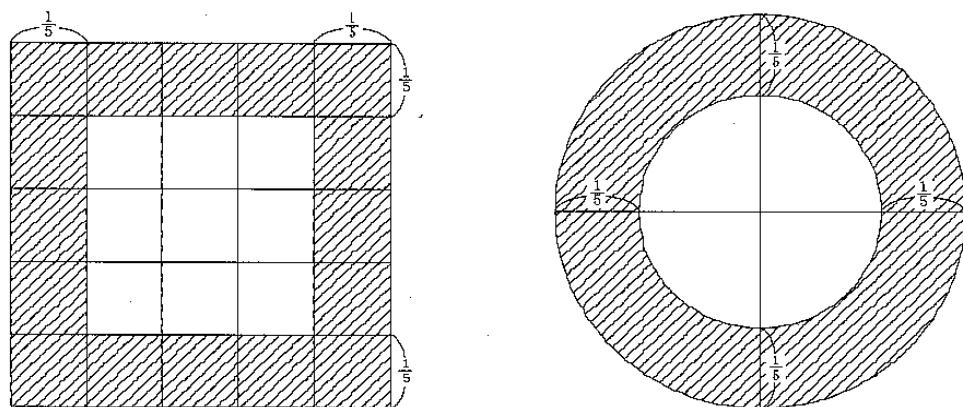
第一節 環境施設の配置

(敷地の周辺部)

1-6-1-1

準則第4条の敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の $1/5$ 程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう。

(例)



(準則第4条に規定する「周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するように」の取扱い)

1-6-1-2

準則第4条の周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようにとは、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮せしむるにとることである。

なお、敷地境界線と環境施設との間に、生産施設が設置されている場合は原則として生活環境との保持に寄与していないものとみなす。

第二節 重複

(樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-1

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する場合(屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場若しくは駐車場になっている場合又は規則第4条第1号トに規定する太陽光発電施設が重複する場合等)にあっては、当該重複部分は緑地とする。(以下、「重複緑地」という。)

ただし、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

(建築物屋上等緑化施設が互いに重複した場合の取扱い)

1-6-2-2

2以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、その重複する部分の面積については、当該建築物屋上等緑化施設のうちのいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしない。(例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちのいずれかの緑化施設の面積が本法の緑地の面積となる。)

(屋内運動施設又は教養文化施設と生産施設等が重複する場合の取扱い)

1-6-2-3

生産施設、事務所、倉庫、食堂等環境施設以外の施設と重複する場合(1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等)は当該施設は環境施設としない。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合はこの限りではない。

(規則第4条に規定する太陽光発電施設と生産施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-4

規則第4条に規定する太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とする。

ただし当該重複部分は生産施設としても取り扱う。

(緑地以外の環境施設が互いに重複した場合の取扱い)

1-6-2-5

2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしない。

(雨水浸透施設と環境施設以外の施設が重複する場合の取扱い)

1-6-2-6

駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に関係するものと重複する場合(原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等)は、環境施設としない。ただし、駐車場から屋内運動場や教養文化施設といった施設への誘導路が整備されているなどにより実質的に生産工程との関係がないとみなされる場合はこの限りではない。

第七章 敷地外緑地に関する取扱い

第一節 工業団地

第一款 工業団地及び工業団地共通施設の定義等

(工業団地の定義)

1-7-1-1-1

法第4条第1項第3号にいう工業団地は、地方公共団体、公団、事業団、地方開発公社、第3セクター、民間デベロッパー、立地予定企業の組合などにより主として工場を設置させる目的で先行的につくられる、いわゆる先行造成工業団地をいう。工業団地の範囲は、工場用地及びこれと一体として計画的に整備される緑地等の一団の土地の範囲をいい、流通業務施設用地又は、卸売業等の用地が工業団地に附置され一体となっている場合はそれも含むが、工業団地に隣接する住宅用地は、たとえそれが工業団地と一体的に計画され、造成されたものであっても工業団地には含めない。

(工業団地の造成時期が分割される場合)

1-7-1-1-2

一つの工業団地の工場用地の造成、分譲及び工業団地共通施設の造成時期が第1期完了後に第2期を始めるといった具合に分割され、それぞれ別の区画からなる場合であっても、造成主体の堅実性のあること（地方公共団体、公団、事業団等が造成主体となる等）、用地買収が完了していること等造成の全体計画の実現性が高い場合には全体計画に係る範囲を一つの工業団地とし、工業団地共通施設等の取扱いを一体的に行うこととし、そうでない場合は、第1期、第2期ごとの区画をそれぞれ別の工業団地とみなすこととする。

(工業団地共通施設の定義及び共有施設との違い)

1-7-1-1-3

規則第7条にいう工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画されて設置される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場等の設けられる敷地をいう。他方、複数工場の共有施設はそれを共有するグループに分譲された土地に設けられるものであり、工業団地共通施設ではない。共有施設の敷地は共有の持分に応じて、又、持分が不明確の場合はそれぞれの工場の固有の敷地面積の大きさに応じて各工場の固有敷地面積に含まれる。

(工業団地共通施設としない施設)

1-7-1-1-4

工業団地内に設置される国道、県道、市町村道及び団地に隣接して設置される港湾における係留、荷さばき、保管等のために必要とされる施設は工業団地共通施設としない。

第二款 工業団地に工場等を設置する場合の特例

(工業団地共通施設の配分方法)

1-7-1-2-1

準則第6条の工業団地共通施設面積を団地入居企業に計算上配分する場合、配分を受ける工場等は法の対象となる全ての業種の工場等（敷地面積や建築物の建築面積の規模は問わない）及び同工業団地内の流通業務施設を有する事業所又は卸売業等用地の分譲を受けた事務所の全て（予定地を含む。）が対象となる。

(例) 例えば図のような工業団地の場合

共 通 緑 地 Rm ²						
共通運動場U m ²			共通駐車場T m ²			
I 工 場	G 工 場	E 工 場	C 自動車整備業	A工場	緑地	運動場
J 工 場	H 工 場	F 工 場	D 卸売業	B工場		

(注) E, F は敷地面積9,000m²未満かつ、建築物の建築面積も3,000m²未満とする。

A の計算上の敷地面積 =

$$+ (R+U+T) \times \frac{A \text{ の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{ の固有の敷地面積計}}$$

A の計算上の緑地面積 = A の固有の敷地内の緑地

$$+ (R) \times \frac{A \text{ の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{ の固有の敷地面積計}}$$

A の計算上の環境施設面積 = A の固有の敷地内の緑地と運動場の面積計

$$+ (R+U) \times \frac{A \text{ の固有の敷地面積}}{A \sim J \text{ の固有の敷地面積計}}$$

とする。

但し、届出において A 工場が9,000平方メートルの敷地面積を有するか否かは

A 工場の固有の敷地面積（分譲を受けた面積）で判断するものとし、前記計算
上の敷地面積で判断するものではない。

(工業団地に工場等を設置する場合における特例)

1-7-1-2-2

上記 1-7-1-2-1 の例において A 工場に準則の特例を適用する方法は次
のとおりとする。

① 生産施設面積の敷地面積に対する割合 = $\frac{A \text{ の固有の敷地内の生産施設面積}}{A \text{ の計算上の敷地面積}}$

② 緑地面積の敷地面積に対する割合 = $\frac{A \text{ の計算上の緑地面積}}{A \text{ の計算上の敷地面積}}$

③ 環境施設面積の敷地面積に対する割合 = $\frac{A \text{ の計算上の環境施設面積}}{A \text{ の計算上の敷地面積}}$

(特例を適用するか否かの基準)

1-7-1-2-3

工業団地の計算特例は、緑地等の工業団地共通施設を当該工業団地について一
体のものとして取扱うことが適切であると判断される場合に適用することとす
が、その判断の基準は次のとおりである。

① 工業団地の造成の計画に一体性があり、かつ、計画の確実性が高いものである
こと。

② 工業団地の共通施設の面積の合計がある程度まとまった大きさを持ち、その中
で緑地の面積の割合が 20% 以上かつ環境施設の面積の割合が 25% 以上で
あって、当該環境施設の配置も、周辺の生活環境の保持に積極的に貢献するよ
う配慮されていること。

ただし、国の準則に代えて適用される条例を制定している地域に存する工業団
地においては、緑地面積及び環境施設面積の割合はそれぞれその条例に定められ
る値とする。

なお、計算特例では一つの工業団地の工場のうち一部工場にのみ適用することは
せず、工業団地ぐるみで適用するか否かを判断するものとする。

第二節 工業集合地

第一款 工業集合地の定義等

(工業集合地の定義)

1-7-2-1-1

法第4条第1項第3号口に定める「製造業等に係る二以上の工場又は事業場が
集中して立地する」とは、二以上の製造業等に係る工場又は事業場の用に供する
ための敷地を指し、住宅等の用に供するための敷地は含まない。

1－7－2－1－2

法第4条第1項第3号口に定める「土地」は、工業団地のように計画的に取得され、又は造成される必要はなく、既存の工業地帯のように、従来からの事業活動の過程で工場等が自然発生的に集中して立地する土地でもよい。

1－7－2－1－3

法第4条第1項第3号口に定める「一団の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を含む。ただし、工場等の用に供するための敷地が二以上であっても各々が点在して存在する場合には対象とならない。

1－7－2－1－4

工業集合地の構成要素としては、独立した工場又は事業場の他に、工業団地内の工場又は事業場を含めることができる。その際、工業団地内の工場又は事業場のみで構成される場合も、特例の対象となり得る。

第二款 隣接緑地等

(隣接緑地等の定義)

1－7－2－2－1

法第6条第1項第5号口に定める「工業集合地に隣接する」とは、工業集合地に少なくとも一部隣接している必要があり、住宅等を隔てたいわゆる「飛び緑地」は認めない。

1－7－2－2－2

法第6条第1項第5号口に定める「一団の土地」については、1－7－2－1－3に同じ。

1－7－2－2－3

法第6条第1項第5号口に定める「計画的に整備される」とは、工業集合地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備される場合を指し、手入れのされない單なる自然林、原始林や工業集合地の形成と無関係に整備された緑地等は該当しない。

また、整備とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設の設置又は管理までをも含む概念であるため、造成を伴わず、単に管理がなされる場合であっても特例の対象となる。

1－7－2－2－4

法第6条第1項第5号口に定める「緑地」の認定にあたっては、下記の要件を満たすよう配慮するものとする。

- イ 地域の周辺生活環境との調和に資すること
- ロ 敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ハ 地域における緑地などの整備の前進につながること
- ニ 緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

1－7－2－2－5

隣接緑地等のうち、住宅等の周辺地域との遮断性を有するものは、遮断性を有しない緑地と比較して、周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められるものである。

第八章 既存工場等に関する取扱い (既存工場の買増し)

1-8-1

既存工場等が増設するために敷地を買増した場合で、その買増しした土地で昭和49年6月29日以後、生産施設の増設を行おうとするときの準則の適用は準則の備考によるが、計算に用いるS(敷地面積)は、買増し後の全敷地面積とする。

(業種の変更)

1-8-2

A業種の既存工場が昭和49年6月29日以降、用途変更等によりB業種になる場合の準則の適用について準則の備考1の1における $P \leq \gamma (S - \frac{P_0}{\gamma \alpha}) - P_1$ の γ 、 α はB業種に属する γ 、 α とする。

(環境施設面積の減少について)

1-8-3

既存工場が生産施設の面積を減少する場合又は生産施設面積の変更を行わない場合において、環境施設についての変更の届出があつたときは、法の趣旨に照らして、例えば既存の環境施設面積を減少させる等、既に存在する状態を悪化させるような行為はつつしむよう指導するものとする。

(既存工場が新たに特定工場となる場合)

1-8-4

既存工場が敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合は、法第6条第1項の規定による届出を必要とするが、当該特定工場に係る工場立地の準則の適用については、準則の備考によるものとする。

(製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合等の準則の適用)

1-8-5

法人格が異なる企業の場合は、それぞれ個々の企業が準則に適合する必要がある。しかし、製鉄所の敷地内に別法人格のコークス会社が借地している場合は次の考え方によることができる。

① 生産施設の面積に関する準則の適用は兼業式によることができる。

$$\text{製鉄所の全敷地面積} \geq \frac{\text{高炉による製鐵会社の生産施設面積}}{0.6} + \frac{\text{コークス会社の生産施設面積}}{0.3}$$

を製鉄所全体で満足していればよい。

② 緑地、環境施設面積については、製鉄所全体で実質的に準則が満足されればよい。

第九章 適用すべき準則

(異なる準則の定められた区域の存する特定工場の扱い)

1-9-1

一の工場等の敷地内に複数の異なる準則(緑地又は環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する準則(以下「緑地面積率等準則」という。)を言う。)の定められた区域の存する特定工場にあっては、これらの区域のうち敷地面積に占める割合が最大となる区域に係る緑地面積率等準則を適用する。